

第十回 参議院厚生委員会會議録第十九号

昭和二十六年三月二十七日(火曜日)午前十一時六分開会

本日の會議に付した事件

○社会保障制度に關する調査の件

(戦争犠牲者遺族の援護に關する件)

○船員保険法の一部を改正する法律案

(衆議院提出)

○国民健康保険法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○小委員会設置の件

○小委員の選任の件

○委員長(河崎ナツ君) 只今から厚生委員会を開きます。議題に入ります前に、山下議員からお申出がございますので、そのことを伺うことにいたします。

○山下義信君 最近承りますところによりますと、戦争犠牲者、即ち遺族の援護に關する問題につきまして、極めて具体的なる措置、方法が他の委員会等におきまして、いろいろ調査立案の歩が進められてあるやに新聞をいたすのであります。殊に今朝の朝日新聞を見ますと、極めて具体的なる発表がありまして、恐らく同僚議員諸君も御承知相成つたことであらうと思つております。この遺族援護の問題は、すでに第五国会等におきまして、周知のごとく当厚生委員が主唱者になりまして、全会一致の参議院決議と相成り、又衆議院の厚生委員諸氏とも緊密な連絡の下に、衆議院におかせられても、特にこの点を強調

せられた決議案とも相成りまして、この遺族援護の問題は厚生常任委員会といたしましては、重大なる懸案といたして、今日まで我々が熱心にこのことを考え来たつた問題でございます。殊に遺族援護に關する諸願陳情につきましては、第一国会以来、当厚生委員会が取扱ひ来たりました問題でもございますし、且つ又それらの民間の輿論或いは民間におけるところの關係団体等の諸会合に際しましては、常に厚生委員の議員諸君が出席をせられまして、或いは激励の辭を与え、或いは種々これらに對しまして、熱心にその主張を傾聴し参りましたところでございます。本日は昨年七月委員長の重責を拝命いたしましたときに、当厚生委員会として、将来重大な問題として是非取上げなければならぬ一つの項目といたしまして、文章にしたためまして、特にその調査につきましては、厚生専門室にその趣旨を申入れて置きましたような経過もあるものでござい

ます。殊に昨年来、同僚長島議員が御當選に相成りまして、当厚生委員会にお迎えして以来は、特に同君の今日までの本問題に關するお立場等もございます。院内におきまして、是非同君の宿志を貫徹いたすべく、厚生委員は何かの途に出でなければならぬように考えまして、私の記憶といたしましては、本年の一月、厚生委員会におきまして、その懇談会の席上で是非遺族問題は厚生委員会として強力に取上げようではないかという申合せを

いたしましたように記憶をいたしておるのでございます。今日まで本問題につきましては、すでに皆さ御承知でござい

ますから、ここに繁説を用いませぬけれども、従来とも厚生委員会が不熱心であつたのではないのでありまして、言うまでもなく無差別平等の原則の下に抑えられて来たのでございまして、諸般の情勢上、これらの原則も変化をせざるを得ない情勢が昨年来から予期せられましたので、当然厚生委員会の問題と相成るべきものと私も

は覺悟もいたしてあり、その後も陰に陽に申して参つておつたのでござい

ます。然るに先刻申上げます通り、最近国会内の他の委員会におきまして、この問題を取上げまして、当厚生委員会としては、具体的に何らのこともないかのように聞いておるのでござ

います。私が、或いは又別に御準備に相成つておるのかもわかりませんけれども、私といたしましては、非常にその点を不満に感ずるのでござい

ます。従来それに対しての本員の努力の足りませんところは、非常に慚愧に堪えないものでござい

ますが、改めまして、どういふわけで厚生委員会がこの問題をお取上げになり、お進みにならなかつたのであるかというところを、この機会に私は委員長にも伺つて置きた

い。又当厚生委員会といたしましては、その点をばつきりして置いて頂き

たい、かように考える次第でござい

ます。

○長島銀藏君 只今山下委員のお説の通り、私も厚生委員としては、いろ

いろな四開の事情がありまして、今日に相成つておつたということに間違ひ

ないのでござい

ます。ここに緊急動議を提出させて頂きたいと思つたのであり

ます。遺族援護に關する小委員会を設けまして、その数は七名とし、選出の方法は成規の手續を省略して、委員長

の御指名による方法をおとり下さるようなことにいたしたい、かような動議を提出いたします。

○委員長(河崎ナツ君) 山下委員より

の御発言があり、丁度さういふ御計画を長島委員が考へておいでになりました、今あ

いふうな動議をお出しになつたのであります。長島委員の動議につきま

して御異議がなければ御意見を承わりたいと思

います。

○山下義信君 私はどういふわけで、この問題を今日まで厚生委員会のほう

でお取扱ひにならなかつたかというところを明らかにして置いて頂きたい。それは厚生委員会として明らかにして頂

いてもよろしいと思つた。委員長のお考へを承わつてもよろしいと思

つたので、一応その点を明らかにして置いて頂きまして、長島議員の動議のお取扱ひにお移りを願いたいと思つたのでござい

ます。

○委員長(河崎ナツ君) 今山下委員の御質問でござい

ましたが、厚生委員会といたしましては、委員

長がどうしてその問題を取上げなかつたかとい

うことについての御質問でござい

ますが、この問題を長島議員がいろ／＼お考へで

いらつしやいましたから、適当なときに、そ

ういふものが丁度適当な時期に形になつて来

ますとき、適当な時期が来ると思つてお

りまして、私もあの新聞を見まして、だん／＼形がはつきりして来たと思

つておりましたのでありますが、特に皆様にお諮りいたしまして、積極的にこの問題をどうしようとい

うところまで突は行つておりませんでしたことは事実でござい

まして、山下委員といたしまして、或いは遺憾に

お思ひかも存じませんが、さういふ次第でござ

います。

○山下義信君 私が伺ひましたのは、厚生委員会でこれを取扱う意思を私ど

もは持つておつたのであります。最近の数カ月の間にお扱ひの意思を放棄

せられたのであるかどうか、或いは依然として、これは厚生委員会が大いに

力を入れてやろうというお考へがあつたのかどうかという点を明らかにして

置いて頂きたい、かういふことを伺ひましたのは、私の責任もありますの

で、伺つたのであります。只今委員長の御答弁で、適当な時期にやるつ

もりであつたということではござい

ます。つきましては、只今長島委員から、小委員会の設置の動議が出

におきまして、現実に、すでに在外同胞引揚特別委員会というものを取上げてやつておられますことは周知の通りでございます。従いまして、当厚生委員会と在外同胞引揚特別委員会との間を如何にこれを関係付けて行くか、当厚生委員会は独自の立場で行くか、どうするかという方針をあらかじめきめて置かなければ、この委員会を設置してよろしいかどうかということにつきましても、にわかに決したいようにも思われませんので、その点動議の提出者であります長島議員におかれましては、今後の小委員会運営、延いては当厚生委員会として如何にこれを取扱って行くかということに對してお考え、お見通しにつきましても、御意見を承わつて置きたいと思ひます。

○長島銀藏君 実は私も引揚委員会のメンバーの一員でございまして、或る日、遺族の援護の問題を引揚委員会、丁度私が休んでおるときでございまして、扱ひを始めたということがわかつたのであります。それからその次の日に特別委員会へ参りまして、引揚委員会は、昭和二十四年の十二月三十一日を以て一応終りを告げる、そこでこの特別委員会をそのまま遺族援護に關する委員会に直す、こういうことを聞いておるがどうかというわけで聞きましたところ、そういうことになつておつたのだが、引揚げはまだ続けて行くのだというところ、いましめた。そこで然らば遺族問題に對して、現在取上げておられることは、どの程度まで取上げて行つて、どういふことをやつて行くのかということを質問いたしましたところが、遺族問題につ

て研究をして行くのだというやうな意味合いの御答弁がございました。そこで従ひましては、私どもは厚生委員会といたしましては、事が大きい仕事にならざるので、当然厚生委員会で取扱ひなければならぬ意味合いにも考えたい。又厚生委員会の委員のかたがたもそう思つていらつしやるかたが相違ないが、この關係はどういうふうにしていいかということも質問をいたしたのであります。それから最近におきまして、我々厚生委員会のほうで、この問題を取上げて小委員会を作つて行くということについて御了解を得たいというところで、いろいろ打合せて参つたのでございまして、要するに小委員会ができた場合には、小委員のかたがたの御意見に従ひまして、独自の立場で行くとか、或いは連絡をとりながら行く、こういうふうにおきめ願つたらどうか、こういうふうに考へておる次第でございまして。

○山下義信君 小委員会の設置の席における通説のお考えにつきましては、只今の御説明でややつ承りましたのでございまして、これは委員長にもお伺ひいたしましたし、又同僚長島議員にも御相談申し上げるのであります。私も只今の動議には、先刻申し上げましたように、大體賛成をいたす次第でございまして、もつと根本的な厚生委員会としてのとるべき態度を基本的に一つきめまして、そして在外同胞との間の調整等につきましても、或る程度の見通し等ももちまして、そして折角作りました小委員会にございまして、或いは小委員会にしないで、直ちに本委員会というやうな行きかたもあるかも知れませんし、又小委員会を

やめて結構にも存じますし、その辺は当厚生委員会でお互いに忌憚なく一つ御相談申し上げ、私どもの会派にもよく話しまして、そして本場に委員会が一致いたしました、この問題に當るやうな態度で進む、こういう了承の上で私は只今の動議の御採決を頂きますればいいのではないかと、かように存じますので、折角動議をお出し下さいましたのでございまして、若干御採決は後刻にして頂きましたら如何かと思ひますので、お諮りをいたします。

○長島銀藏君 了承いたします。

○委員長(河崎ナツ君) なおこの問題につきましまして、山下委員から御提案がございましたが、丁度引揚同胞のほうでもその問題を大分具体的に考へておられるやうなこともちら／＼聞いておるのでございまして、今山下委員の御提案のやうなことは重要に考へて、よく見渡して行かなければならぬと存じますので、ほかの委員のかたもお考えがございましたら、伺わせて頂きたいと思ひます。

○山下義信君 先ほど私が申し上げました通りに、直ちに日程にお入り下さいまして、本日の日程の御審議を進めになり、適当な機会に休養をいたしまして、委員長からお話し下さつて、私どもに御懇談の機会をお与え下さいまして、續いて正式に長島議員の御動議の採決の議事にお入り下さるやうに希望いたします。

○委員長(河崎ナツ君) 御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(河崎ナツ君) それではそういうふうに御了承願ひまして日程に入ることになります。

○委員長(河崎ナツ君) 船員保険法の一部を改正する法律案、これにつきまして、提案者の衆議院の丸山先生がお見えになつておりますから、丸山直友議員から提案の理由を御説明頂くことにいたします。

○衆議院議員(丸山直友君) 只今議題となつた船員保険法の一部を改正する法律案を御審議せられるに當りまして、本法案の提案理由を御説明申し上げます。

今回の改正の主眼とするところは、養老年金支給額の増額を図らうとするものであります。現行法では、養老年金の額の計算の基礎となる平均標準報酬月額額は、被保険者であつた期間の全期間の平均標準報酬月額であります。これにより計算した養老年金の額は、他の年金給付たる寡婦年金(鰥夫年金)遺児年金と比較して、甚だしく不均衡を生ずることとなりますので、養老年金の額を適正な額とするため、その計算の基礎となる平均標準報酬月額を、昭和二十一年四月一日以後の被保険者であつた期間の平均標準報酬月額といたしました。この場合において養老年金の額が二万四千円をこえるときは、これを二万四千円といたしたのであります。その他厚生年金保険法の関係条文との調整をいたした次第であります。

以上が、船員保険法の一部を改正する法律案を今国会に提出しました理由であります。何とぞ速かに、御審議の上、可決されますよう、お願い申し上げます。

○委員長(河崎ナツ君) 右の御説明に對しまして、御質問ございましてよろ

か。
○上條愛一君 私は二点について御質問いたしたいと思ひます。第一は、養老年金の額を二万四千円を抑えるという理由は、これは主として財政的の理由によるのか、或いは厚生年金その他の方面の調整を考へられての案でありますか。この点一つ。今一つは、養老年金の額の計算の基礎となる平均標準報酬月額については、当分の間昭和二十一年四月一日以後となるという修正案のようでありまして、この点について当分の間というのはどのような意味を含まれておるのか。その点、二点お伺ひしたい。

○衆議院議員(丸山直友君) 養老年金の頭打ちでございまして、二万四千、二万四千円にいたしましたということ、現在の給付の実情から申しまして、このままで参りましても、昭和三十一年にこの額に達するわけになつておられますが、現在の給付の実情から考へて、二万四千で抑えるのが最も実情に即しているというところ、二万四千、もう一つは、最高で参りますと、四万九千二百円くらいまでも上るといふことの、保険料との見合ひといふことも考へておられます。それから第二点の、昭和二十一年四月一日といふことで区切りました理由は、御承知のように、お手許に差上げてございす資料の類のやうな表を御覧下さいますとわかるのでございまして、給付に關するこの二十一年四月一日までが戦時の給付で、そのときに給付が改正になつております。そのときを以て区切るとして、現状に即するやうにするのが最も正しいのではないかと、かように考へ、実情に即する意味においても、そ

員部会において了解を得たというお話であるのでありますが、これは私ども海軍組合からも直接お伺いしておりますし、又お手許にありますところのこの改正案に対する修正意見によりまして、船舶所有者側の意向といいたしましても、この二万四千円というものが妥当でないという意見を強く述べられておるわけでありますが、この点についての御意見を一應承わつて置きたいと思ひます。

○説明員(牛丸義留君) 二万四千円が妥当であるかどうかという問題と、それから官吏の恩給は制限がないけれども、船員の養老年金は制限が付きいてるという、この点でございまして、社会保険というものが只今の制度といたしまして、一定の国庫補助というものがあつてはありますけれども、大体の仕組というものが保険料の徴収ということであつて、今日といたしましては、私も船員が陸上の坑内夫と同様に非常に危険な職務であるし、又海運の隆盛その他からいたしまして、高度の給付をやるということが適当であらうと思ひますけれども、結局保険料との見合いということになりますので、これに高度の給付をやることは、結局利率がそれに見合つて来なければならぬという今日の社会保険の制度でございまして、結局野放しで行くと法定利率が千分の二百十四というふうな船員保険法ではなつてゐるわけでございます。それを今日では臨時国会で三十の利率を上げて、なお千分の百六十の暫定利率で行つておられますので、結局この点の見合ひで、こういう制限を付けざるを得ないのじやないか、こういうふうな存じておる次第でございます。それからその次の部会の了承を得たということでございますが、これは私どもとしては、法案の最後の案がこういう結果になつたというところを御報告申し上げましたが、その際に主として船員の被保険者の側から意図としては、二十一年の四月一日でやるということに対しては了承する併し二万四千円については、我々としてはもうすでに海員の諸君にもこの点を通達してゐるし、にわかに了承する

わけには行かないということでございます。また、この点は丸山議員のほうにも御報告申し上げておつたわけでございます。それから船主協会もこの修正意見書のように反対されておるわけでございますが、この点につきまして、これは今日船主協会のほうにも照会いたしましたけれども、結局この意見を出された趣旨は、ちよつと誤解があつたやうなあれもありますし、過去の低いものだけを二万四千円で制限するのは、これは差支えないけれども、将来野放しにしても二万四千円以上になる人間がこの法律によつて制限されるというのはいさかいさうだ、そういうためにこの意見書を出したのだというふうなことでございまして、結局さうなりますと、このたびの立法の趣旨も、当分の間こういうふうな二万四千円の頭打ちということになりまして、厚生年金保険における養老年金が発生しますやうな時期になつたら、この問題は両方相互的に考慮されるというところでございますので、この点の了解は付くのではないかと、こういうふうな存じ上げておる次第でございます。

○委員長(河崎ナツ君) よろしうございませう。

○上條愛一君 一応これ以上は意見になりませんからやめます。

○委員長(河崎ナツ君) それでは本法案の審議は、本日はこの程度にいたしまして、次の議案に移りたいと思ひますが、如何でございませうか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり。

○委員長(河崎ナツ君) それでは本法案の質疑は次回に廻します。

○委員長(河崎ナツ君) 次に、国民健康保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。御出席の提案者の代理のかたの御説明を求めます。

○衆議院議員(青柳一郎君) 只今議題となりまして国民健康保険法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして、御説明申し上げます。

御承知の通り、国民健康保険は昭和十三年に実施されました以来、急速に普及発展いたし、今や社会保障制度の一環といたしまして、着々その成果を上げ、現在保険者数五千百、被保険者数二千五百万人となつてゐるのであります。今更に国民健康保険の運営を適正且つ合理的ならしめるため、次のような改正を必要とすることと相成りましたので、この法律案を提案する次第であります。

この法律の改正の第一点は、国民健康保険の診療報酬を適正ならしめるため、これを審査する機関として、都道府県に又は二以上の国民健康保険診療報酬審査委員会を設置しようとするのであります。第二点は、特別の事由のある市においては、その市の一部の区域において、公営で国民健康保険を行ひ得る途を開こうとすることであり、第三点は、一部負担金を療養担当者の窓口で支払ひ得ることとし、又特別の事由のある者には、一部負担金を減免する等の措置を講じ得ることとしておきます。

第四点は、今回地方税法の改正によりまして、国民健康保険を行う市町村は、保険料に代えて国民健康保険税を課し得ることとなりましたことに伴ひ、保険料に関する規定を整理しようとするのであります。

以上がこの法律の改正案の要点であります。何とぞ慎重御審議の上、速かに御可決あらんことをお願いする次第であります。

ちよつと速記を止めて頂きたいと思ひます。

○委員長(河崎ナツ君) 速記を止めて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(河崎ナツ君) 速記を始めます。それでは本法案の審議は次回に廻しまして、本日は提案理由を伺うだけにとどめたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり。

○委員長(河崎ナツ君) 御異議ないと認めます。午前中はこの程度で休憩いたしまして……。ちよつと速記を止めて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(河崎ナツ君) それでは時間もございませぬから、引続き開催いたすことにいたします。

先ほど長島銀藏委員から、遺族援護に関する小委員会を設けて、その委員の数は七人とし、選出の方法は成規の手続を省略して、委員長指名によられたいとの動議がございましたので、この動議に御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり。

○委員長(河崎ナツ君) 動議に御賛成の御意見がございましたから、異議ないものと認めます。

それでは遺族援護に関する小委員は左のかた々々をお願いしたいと存じます。山下義信君、中山壽彦君、常岡一郎君、谷口彌三郎君、松原一彦君、長島銀藏君、藤原道子君、以上七名でございませう。

名でございませう。よろしくお願いいたします。

○谷口彌三郎君 私から緊急動議を提出したいと思ひます。実は前回の委員会において御採択を得ておつたわけでありまして、選出の小委員会というのを設けて、その数を七名といたしまして、選出の方法は成規の手続を省略しまして、委員長が指名することの動議を提出する次第であります。〔賛成〕と呼ぶ者あり。

○委員長(河崎ナツ君) 御賛成の音がございませぬから、異議ないと認めます。それでは谷口彌三郎委員からの動議に関する小委員会を設けることにつきまして、その小委員会の委員の数は七名とし、選出の方法は成規の手続を省略して、委員長の指名によられたいとの動議がございましたが、この動議に御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり。

○委員長(河崎ナツ君) 御異議ないと認めます。それでは動議に関する小委員の委員のかた々は左の通りにお願ひ申し上げます。委員の名前を申し上げます。谷口彌三郎君、松原一彦君、中山壽彦君、常岡一郎君、藤原道子君、上條愛一君、藤原眞治君、以上七名でございませう。それでは今日の委員会はこれで散会いたします。

午後零時八分散会

出席者は左の通り。

委員長 河崎 ナツ君

理事 小杉 繁安君
有馬 英二君

委員 石原幹市郎君
中山 壽彦君

衆議院議員	長島 銀藏君 上條 愛一君 藤原 道子君 山下 義信君 谷口彌三郎君
事務局側	丸山 直友君 青柳 一郎君
常任委員 會專門員	草間 弘司君
常任委員 會專門員	多田 仁己君
説明員	
厚生省保險局 船員保險課長	牛丸 義留君

昭和二十六年四月九日印刷

昭和二十六年四月十日発行

參議院事務局

印刷者 印刷所